



島根県報

平成19年 5月18日 (金)

第 1,880 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

地方税法第700条の6の4の規定に基づく特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(")	2
農業振興地域の指定(昭和45年島根県告示第293号)の一部改正	(農 業 経 営 課)	2
農業振興地域の指定(昭和45年島根県告示第294号)の廃止	(")	3
農業振興地域の指定(昭和45年島根県告示第892号)の一部改正	(")	3
農業振興地域の指定(昭和46年島根県告示第859号)の一部改正	(")	3
農業振興地域の指定(昭和47年島根県告示第886号)の一部改正	(")	3
農業振興地域の指定(昭和48年島根県告示第432号)の一部改正	(")	4
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	4
指定漁船調書の縦覧	(水 産 課)	4
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(経 営 支 援 課)	5
島根県建設工事入札結果等閲覧規程の一部改正	(土 木 総 務 課)	6
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用 地 対 策 課)	6

公 告

狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催	(森 林 整 備 課)	7
-------------------------------	-------------	---

特定調達公告

島根県立松江教育センター及び浜田教育センター研修用コンピュータ等機器賃貸借に係る一般競争入札の実施	(高 校 教 育 課)	9
遺失物管理システムの賃貸借(運用保守業務を含む。)及びシステム構築業務委託契約に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	11

人委規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則		13
------------------------------------	--	----

雑 報

火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験の実施	(消 防 防 災 課)	14
-------------------------------	-------------	----

正 誤

平成19年 5月 1日付け島根県報第1,875号中	(地 域 福 祉 課)	15
平成19年 2月16日付け島根県報第1,854号中	(森 林 整 備 課)	15
平成19年 5月 8日付け島根県報第1,877号中	(")	15

 告

 示

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成19年5月18日

島根県知事 溝口 善兵衛

氏名又は名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消しの年月日
川本石油有限会社	那須野数江	島根県邑智郡川本町大字川本518番地2	平成19年3月31日

島根県告示第434号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成19年5月18日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 すてっぷ	すてっぷ居宅介護支援事業所	益田市駅前町17番1号	平成19年5月15日

島根県告示第435号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成19年5月18日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
雲南農業協同組合	通所介護	JA雲南すずらん デイサービスセンター	雲南市木次町里方1093-119	平成19年5月7日
	介護予防通所介護			

島根県告示第436号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第293号）の一部を次のように改正する。

平成19年5月18日

島根県知事 溝口 善兵衛

3 平田地域の項を次のように改める。

3 削除

注中「関係農林事務所及び」を「隠岐支庁、各農林振興センター及び事務所並びに」に改める。

島根県告示第437号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第294号）は廃止し、平成19年5月18日から施行する。

平成19年5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第438号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第892号）の一部を次のように改正する。

平成19年5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

3 出雲地域の項地域の範囲の欄を次のように改める。

出雲市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（ア昭和51年島根県告示第712号で定められた出雲都市計画用途地域の区域、イ平成10年11月2日平田市告示第85号で定められた平田都市計画用途地域の区域、ウ昭和47年島根県告示第63号で定められた大社都市計画用途地域の区域、エ昭和40年5月26日建設省告示第1382号で定められた臨港地区、オ港湾法に基づき、昭和39年島根県告示第316号で定められた港湾隣接地域の河下奥宇賀地区及び多伎地区、カ鳥獣保護及び狩猟に関する法律に基づき、昭和43年島根県告示第540号で定められた鱈淵特別保護地区、キ昭和47年9月1日に指定された西田1から4まで、佐香1、佐香3から6まで、久多美、旅伏山及び十六島の各官行造林、ク平成19年島根県告示第23号で定められた斐伊川地域森林計画区の林班番号第428から第433まで、第452から第460まで、第496、第502、第506、第507の3、第508の3及び第509から第513までのうち平成18年12月27日現在の各保安林、ク小田国有林、コ自然公園法に基づき昭和38年4月10日厚生省告示第181号で定められた大山隠岐国立公園の日御碕特別保護地区及び島根半島西部特別地域（第1種・第2種）並びに昭和62年島根県告示第473号で大社町及び平田市の区域のうち、別添図面の斜線部分を農業振興地域の縮小を行うこととされた区域）を除く区域

島根県告示第439号

農業振興地域の指定（昭和46年島根県告示第859号）の一部を次のように改正する。

平成19年5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

8 大社地域の項を次のように改める。

8 削除

注中「関係農林事務所及び関係役場」を「隠岐支庁、各農林振興センター及び事務所並びに関係市町村役場」に改める。

島根県告示第440号

農業振興地域の指定（昭和47年島根県告示第886号）の一部を次のように改正する。

平成19年5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

3 佐田地域の項を次のように改める。

3 削除

注中「関係総合事務所及び」を「各農林振興センター及び事務所並びに」に改める。

島根県告示第441号

農業振興地域の指定（昭和48年島根県告示第432号）の一部を次のように改正する。

平成19年5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

2 多伎地域の項を次のように改める。

2 削除

注中「支庁、関係総合事務所及び関係市町村の役場」を「隠岐支庁、各農林振興センター及び事務所並びに関係市町村役場」に改める。

島根県告示第442号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市伯太町上小竹1297

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第443号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成19年5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

出雲市大社町杵築西2217 - 1 中島 貞之

” 大社町宇龍58 山根 清寛

” 大社町日御碕426 高木 昇

(2) 加入区

大社町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第444号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成19年 5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミ神西店 島根県出雲市大島町24 - 1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社 イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島市南区京橋町2番22号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の店舗名称

（変更前） イズミ出雲店 島根県出雲市大島町24 - 1 外

（変更後） イズミ神西店 島根県出雲市大島町24 - 1 外

(4) 変更の年月日

平成19年 5月 1日

2 届出年月日

平成19年 5月 9日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業振興部商工振興課（島根県出雲市今市町109 - 1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第445号

島根県建設工事入札結果等閲覧規程（昭和57年島根県告示第648号）の一部を次のように改正する。

平成19年5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第1号中「建設工事等」を「建設工事」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 発注する測量、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償コンサルタント業務ごとの指名競争入札の指名業者名を記載した書類

第4条第1項中「第2条第1号」を「第2条第2号」に、「同条第2号」を「同条第1号及び第3号」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前に入札参加者の指名が行われた指名競争入札に係る指名業者名を記載した書類の閲覧については、なお従前の例による。

島根県告示第446号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成19年5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

出雲市

2 事業の種類

出雲弥生博物館（仮称）建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市大津町地内

(2) 使用の部分

島根県出雲市大津町地内

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

出雲弥生博物館（仮称）建設事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第3条第31号に掲げる「地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設」及び第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

よって、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である出雲市は、起債等により財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

よって、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業は、同市内出土の埋蔵文化財を調査研究し、集中管理する「埋蔵文化財センター部門」と、そこから得られた資料、情報等の成果について教育普及・展示活動等に活用する「博物館部門」の二つの機能を併せ持つ施設を建設しようとするものであり、歴史研究・教育の充実と文化観光の振興に大きく貢献することが見込まれる。

従って、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益は、起業地の選定にあたり、文化財を包蔵する可能性が極めて高く、建物の建設が制限されている国史跡指定地に隣接するというこの地の特殊性を考慮し、過去に既に試掘調査が行われ、その際に遺物が発見されず、かつ平坦部分が多いなど土地造成等に当たって最も経済的な条件を満たす候補地を採用していることから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

同市においては、平成17年3月の2市4町の市町合併（出雲市・平田市・簸川郡大社町・同郡湖陵町・同郡多伎町・同郡佐田町）を契機に新市の将来像を示す、平成17年度策定の総合振興計画「21世紀出雲のグランドデザイン」において、重点施策として6本の柱を掲げており、その柱の中に博物館を活用した歴史学習の充実を図る「21世紀人材育成都市の創造」、博物館を新たな観光資源のひとつとする「21世紀出雲神話観光大国の創造」を謳い、古代出雲を中心とした歴史学習の場として、また文化財の調査研究機関として博物館の整備を盛り込み、周辺の歴史文化施設との連携強化や文化財の活用推進などを掲げている。

ところが、市町合併後においても同市の埋蔵文化財拠点施設が存在しないが故に、地域はもとより全国へのPRに繋がらず、貴重な文化資源を教育・観光に活かしかれていない状況にある。

このような状況下において、本件事業は、平成12年3月に国の史跡指定を受けた全国最大級の弥生墳丘墓群である「西谷墳墓群」を中心とする、同市内遺跡から出土した遺物及びその時代等を調査研究し、かつその成果を広く展示公開・情報発信する施設を建設しようとするものであり、同市民からの施設建設を望む声の高まりや、平成18年9月に関係諸団体等から施設建設に関する要望書が同市議会に提出され、これが採択されたことなどを考慮しても、早急に施行する必要性が認められる。

また、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、当該施設建設に必要最小限の範囲内であると認められる。

さらに収用の範囲は恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲内にあり、それ以外の範囲は使用とすることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

よって、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を全て充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所（文化観光部文化財課）

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定に基づき、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第59条において準用する施行規則第51条第2項の規定に基づき公告する。

平成19年5月18日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣保護及び狩猟等関係法令に関する事項	3 時間以上
鳥獣の保護管理に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

3 適性検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動能力の検査

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対 象 区 域
6月29日(金)	午前9時	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市、斐川町
7月4日(水)	午前9時	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市
7月4日(水)	午後1時30分	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市、奥出雲町、飯南町
7月5日(木)	午後1時	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(旧浜田市に限る。)、江津市
7月5日(木)	午後1時30分	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市、奥出雲町、飯南町
7月6日(金)	午前9時	鹿足郡津和野町日原22-1 日原山村開発センター	鹿足郡
7月11日(水)	午前9時	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市、東出雲町
7月11日(水)	午後1時	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(金城町、旭町、弥栄町、三隅町に限る。)
7月24日(火)	午前9時	大田市長久町長久87-1 大田集合庁舎	大田市
7月25日(水)	午前9時	邑智郡川本町川本279 川本合同庁舎	川本町、邑南町
7月25日(水)	午前9時	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	隠岐郡

7月26日(木)	午前9時	邑智郡川本町川本279 川本合同庁舎	川本町、美郷町
9月5日(水)	午前9時	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許更新申請方法等

(1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円(当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。)

(3) 狩猟免許更新申請書提出期限

隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書きし、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

(4) 申請書の提出先

住所地を管轄する隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興・グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに申請すること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第6条の規定により公告する。

平成19年5月18日

島根県教育委員会教育長 藤原義光

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

島根県立松江教育センター及び浜田教育センター研修用コンピュータ等機器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成19年8月1日から平成23年12月31日まで

(4) 納入期限

平成19年7月31日(火)

(5) 納入場所

島根県松江市内中原町255-1 島根県立松江教育センター

島根県浜田市長沢町1550-1 島根県立浜田教育センター

(6) 入札方法

借入に要する一切の諸経費を含めた総価で入札に付する。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積った契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」又は大分類「借入品」中分類「情報処理機器」に登録されている者であること。
- (4) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690 - 8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎3階
島根県教育委員会高校教育課（電話0852 - 22 - 6490）
- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法
平成19年5月18日から平成19年5月25日までの間、上記(1)の場所において交付する。交付時間は土日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 入札書の受領期限
平成19年6月27日（水）午前10時30分（郵便による入札にあつては、平成19年6月26日午後5時までに到着していること。）
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成19年6月27日（水）午前10時30分
イ 場所
島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第4会議室

4 その他

- (1) 契約の手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積った契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
なお、同規則第61条第1項中の「その者の見積る契約金額」は「その者の見積る契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当

する場合は、免除する。

なお、同規則第69条第1項中の「契約金額」は「契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載された期限までに必要な書類を提出し、資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) その他詳細

入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: The lease of 1 set Computer System for Shimane Prefectural Matsue Education Center and Shimane Prefectural Hamada Education Center

(2) Dead line for Tender: 10:30 a.m. June 27, 2007 (applications by mail must arrive at the office above by 5:00 p.m. on June 26, 2007)

(3) Please tender all information to: C/O High School Education Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502 Tel: 0852-22-6490

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成19年 5月18日

島根県警察本部長 山 田 幸 孝

1 入札の内容

(1) 入札の件名

遺失物管理システムの賃貸借（運用保守業務を含む。）及びシステム構築業務委託契約について

(2) 賃貸借物件の仕様及び数量等

遺失物管理システム 1式

詳細は、入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成19年12月1日から平成24年11月30日の間

(4) システム構築業務委託

遺失物管理システムの構築業務

詳細は、入札説明書による。

(5) 委託期間

契約の日から平成20年3月31日の間

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

2 入札参加資格

地方自治法施行令第167条の5第1号の規定に基づき、入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定めるものとする。

入札参加者にあつては、次に掲げる要件のすべてを満たし、島根県警察本部長の参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があつた後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の売買、借入もしくは製造の請負の指名競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「14借入品」、中分類「2情報処理機器」）に登録されている者であること。
- (5) 本件入札に関し提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の確認を受けたものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852 - 26 - 0110 内線2235 ~ 2236 F A X 0852 - 28 - 7111

- (2) 入札説明会

ア 日時 平成19年6月6日（水）午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町2番地 島根県第二分庁舎4階 第1会議室

- (3) 入札書の受領期限

平成19年7月5日（木）午後2時（郵便による入札にあつては、正午までに到着していること。）

- (4) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年7月5日（木）午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町2番地 島根県第二分庁舎4階 第1会議室

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約予定相当額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

5 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

6 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 その他

詳細は入札説明書による。

8 Summary

(1) Subject matter of Tender

Lease contract and Entrust contract of Development in Lost Articles management computer system

(2) Specifications and quantity for Lease

According to the bid explanation form

(3) Specifications for Entrust Contract

According to the bid explanation form

(4) Period of Lease

From December 1, 2007 to November 30, 2012

(5) Period of Entrust Contract

From the day of contract to 30 November, 2007

(6) The meeting of explanation for Tender at 14:00 on 6th June, 2007

(7) Deadline for Tender

at 14:00 on 5th July, 2007

(8) For further Information

Accounting Division, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690 - 8510 Japan

0852 - 26 - 0110 (ext. 2235 or 2236)

人 事 委 員 会 規 則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 5月18日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第16号

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則（平成16年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改

正する。

別表第1第2の項第1号中「(4級に属するものを除く。)」の次に「及び島根県病院局職員の給与に関する規程(平成19年島根県病院局管理規程第6号)別表第5医療職給料表(1)級別職務分類表に掲げる職(4級に属するものを除く。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条の3第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施するので、火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第73条の規定により告示する。

平成19年5月18日

社団法人 全国火薬類保安協会会長 中 村 輝 夫

1 試験の種類

丙種火薬類製造保安責任者試験

甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

2 試験日時

平成19年8月26日(日)

3 試験科目

丙種火薬類製造保安責任者試験	火薬類取締りに関する法令 信号えん管、信号火せんまたは煙火(原料用火薬および爆薬を含む。)製造工場保安管理技術 信号えん管、信号火せんまたは煙火(原料用火薬および爆薬を含む。)製造方法 火薬類性能試験方法 一般教養科目
甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験	火薬類取締りに関する法令 一般火薬学

4 試験場所

松江市

5 受験願書常置場所及び提出先

安来市広瀬町石原331-3 能義安来建設業会館内 安来地方火薬類保安協会

松江市学園南1丁目17-3 松江市消防本部内 松江地区火薬類保安協会

雲南市木次町里方1045-8 雲南建設会館内 雲南地区火薬類保安協会

仁多郡奥出雲町三成664-25 仁多郡建設会館内 仁多地方火薬類保安協会

出雲市塩冶有原町6-39 (社)島根県採石協会内 出雲簸川地方火薬類保安協会

大田市大田町大田イ179-3 大田建設会館内 大田市火薬類保安協会

邑智郡川本町川本238-3 邑智建設会館内 邑智郡火薬類保安協会

浜田市原井町908-28 浜田建設会館内 浜田・江津地区火薬類保安協会

益田市中吉田町413-6 益田建設会館内 益田地方火薬類保安協会

鹿足郡津和野町後田イ58-1 鹿足建設会館内 鹿足地方火薬類保安協会

隠岐郡隠岐の島町西町名田の四, 34 - 1 隠岐建設会館内 隠岐地方火薬類保安協会
松江市殿町 1 島根県庁 7 F 島根県火薬類保安協会連合会

6 受験願書受付期間

平成19年 6月26日(火) から 7月5日(木) まで

(郵送による場合は、7月5日までの消印があるもの限り受け付ける。)

7 受験手数料

12,000円(所定の方法により納付すること。)

8 問い合わせ先

松江市殿町 1 島根県庁 7階 島根県火薬類保安協会連合会 (電話0852 - 22 - 7202)

正 誤

平成19年 5月1日付け島根県報第1,875号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
6	島根県告示第394号 の表中	社会福祉法人 島 根整肢学園	社会福祉法人 島 江津市渡津町 1926番地

平成19年 2月16日付け島根県報第1,854号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	下から12	立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採 の限度	立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期 間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度 並びに植栽の方法及び樹種

平成19年 5月8日付け島根県報第1,877号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
2	上から17	土砂の流出の防備	土砂の崩壊の防備

